

第十三回国会 文部委員会 議 録 第二十号

昭和二十七年五月八日(木曜日)

午前十一時十四分開議

出席委員

委員長 竹尾 式君

理事岡延石工門君 理事甲木 保君

理事若林 義孝君 理事松本 七郎君

理事小林 信一君

鹿野 彦吉君 坂田 道太君

首藤 新八君 圓谷 光衛君

長野 長廣君 平島 良一君

水谷 昇君 笹森 順造君

渡部 義通君 浦口 鉄男君

出席國務大臣

文部大臣 天野 貞祐君

出席府委員

文部事務次官 今村 忠助君

文部事務局長 稻田 清助君

文部事務官(調査及局長) 久保田 藤麿君

委員外の出席者

専門員 石井 勲君

専門員 横田重左衛門君

四月二十二日

委員平島良一君辞任につき、その補欠として橋直治君が議長の指名で委員に選任された。

同月二十四日

委員橋直治君辞任につき、その補欠として平島良一君が議長の指名で委員に選任された。

五月二日

産業教育振興法の一部を改正する法律案(若林義孝君外三十二名提出、衆議院)

法第三六号

同月六日 教育委員会法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一八二号)(予)

教育委員会の委員の選挙の期日等の臨時特例に関する法律案(内閣提出第一八二号)(予)

同月七日 義務教育費国庫負担法案(竹尾式君外十五名提出、衆議院第四〇号)

教育委員会法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一八二号)(予)

教育委員会の委員の選挙の期日等の臨時特例に関する法律案(内閣提出第一八二号)(予)

同月二十二日 厳島神社修理費国庫補助の請願(山本久男君外三名紹介)(第二二五二号)

公立学校事務職員に教育公務員特例法適用の請願(井出一太郎君紹介)(第二二五二号)

養護教諭必置制度存続の請願(松永佛骨君紹介)(第二二五三号)

高等学校教職員の俸給表制定に関する請願(大石ヨシエ君紹介)(第二二七〇号)

小、中学校教職員の退職手当支給に関する請願(大石ヨシエ君紹介)(第二二七二号)

義務教育費国庫負担法制定に関する請願(荒木萬壽夫君紹介)(第二二九二号)

同月二十五日 高等学校における家庭科目を女子必修科目に加えるの請願(若林義孝君外五名紹介)(第二三三八号)

寒冷地帯の学校に屋内運動場建設促進に関する請願(小澤佐重喜君紹介)(第二三三九号)

同(志田義信君紹介)(第二三四〇号)

大土森分校建築費国庫補助に関する請願(大石武一君外一名紹介)(第二三五七号)

義務教育費国庫負担法制定に関する請願(北村徳太郎君紹介)(第二三五八号)

同語表記に関する請願(小川半次君紹介)(第二三八六号)

養護教諭必置制度存続の請願(淺香忠雄君紹介)(第二三八七号)

高等学校教職員の俸給表制定に関する請願(河原伊三郎君紹介)(第二四〇六号)

五月一日 寒冷地帯の学校に屋内運動場建設促進に関する請願(苦米地英俊君紹介)(第二四七六号)

五大都市教育委員会の特別措置に関する請願(中本保君紹介)(第二五一六号)

同月七日 義務教育費国庫負担法制定に関する請願(近藤鶴代君外六名紹介)(第二五三七号)

同(渡部義通君紹介)(第二六二二号)

小学校舎建築費国庫補助等に関する請願(橋本龍伍君外六名紹介)(第二五三八号)

学校給食継続実施に関する請願(井出一太郎君紹介)(第二五三九号)

同(三浦寅之助君外一名紹介)(第二五七八号)

寒冷地帯の学校に屋内運動場建設促進に関する請願(鹿野彦吉君外二名紹介)(第二五七七号)

産業教育振興法による国庫補助増額の請願(竹尾式君紹介)(第二五七九号)

学校図書館設置等に関する請願(竹尾式君紹介)(第二五八〇号)

高山祭及び屋台を文化財として保存に関する請願(岡村利右衛門君紹介)(第二六一三三号)

の審査を本委員会に付託された。

四月二十三日 義務教育費国庫負担法制定に関する請願(宮崎県議会議長日高彌一)(第二四〇七号)

高等学校教職員の俸給表制定に関する請願(青森県立田名部高等学校校長近藤秀之助外二十五名)(第一四〇八号)

義務教育費全額国庫負担に関する陳情書(福岡県議会議長田中保蔵)(第一四〇九号)

同月二十八日 学校教科書制度の合理化に関する陳情書(福島県議会議長蓮沼龍輔)(第一五四七号)

エネスコ活動に関する法律案修正の陳情書(名古屋市議会議長横井恒治郎)(第一五四八号)

義務教育費全額国庫負担に関する陳情書(北海道議会議長蔭田余吉)(第一五四九号)

高等学校教職員の俸給表制定に関する陳情書外二件(青森県立三本木高等学校立石栄吾外七十九名)(第一五五〇号)

一五四七号

同(福井県武生高等学校校長水上豊外五十三名)(第一五五一号)

五月七日 教育委員会委員の選任方法改正に関する陳情書(愛知県議会議長長田辺秀世)(第一六四〇号)

明石市に国立天文博物館設置に関する陳情書(兵庫県議会議長細見達蔵)(第一六四二号)

高等学校教職員の俸給表制定に関する陳情書外一件(青森県立黒石高等学校教職員代表明本常九外五十五名)(第一六四二号)

を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

義務教育費国庫負担法案(竹尾式君外十名提出、衆議院第四〇号)

産業教育振興法の一部を改正する法律案(若林義孝君外二十二名提出、衆議院)

法第三六号

学校教育に関する件

〇竹尾委員長 ただいまより会議を開きます。

日程の順序を変更いたしましたして、ま
ず若林義孝君外二十二名提出、産業教
育振興法の一部を改正する法律案を議
題といたします。提案理由の説明を求
めます。若林義孝君。

産業教育振興法の一部を改正する
法律案
産業教育振興法の一部を改正す
る法律

産業教育振興法（昭和二十六年法
律第二百二十八号）の一部を次のよ
うに改正する。

目次中「第三條」を「第三條の四」に
改める。

第二條中「学生」を「学生等」に改め
る。

第三條中「この法律及び他の法令
の定めるところにより」の下に「産
業教育の振興を図るよう努める」と
ともに、「を加え、同條第二号中」のた
め必要な援助を與えること。」を「を
図ること。」に改める。

第一章中第三條の次に次の三條を
加える。

（実験実習により生ずる収益）

第三條の二 国又は地方公共団体
は、その設置する学校が行う産業
教育に關する実験実習によつて收
益が生じたときは、これを当該実
験実習に必要な経費又は当該実験
実習に従事する生徒若しくは学生
の厚生に必要な経費に増額して充
てるように努めなければならない。

（教員の資格等）

第三條の三 産業教育に従事する教
員の資格、定員及び待遇につて
は、産業教育の特殊性に基き、特

別の措置が講ぜられなければならない
ない。

（教科用図書）

第三條の四 産業教育に關する教科
用図書の編修、検定及び発行に關
しては、産業教育の特殊性に基き、
特別の措置が講ぜられなければならない。

附則

この法律は、公布の日から施行す
る。

○若林委員 たいま議題となりまし
た産業教育振興法の一部を改正する法
律案につきまして、その提案理由を御
説明申し上げます。

産業教育振興法は、御承知の通り、
さきの第十国会において成立したので
ございますが、これが実施後の状況に
かんがみまして、この法律の目的を達
成するためには、さらに次の諸点につ
きまして改正を加える必要があると考
えられるに至つたのであります。

その第一点は、第三條の「（国の任
務）」の内容が、地方公共団体に對する
奨励というところに重点が置かれ、国自
体の責任として、国立の学校等に對す
る任務のあることが明瞭を欠く形とな
りまして、誤解を生ずるおそれがあり
ますので、この点を修正し明示しよう
とするものでございます。

第二点は、「第三條の二」として新た
に條文を起しまして、学校における産
業教育關係の実験実習から生ずる収益
を尊重し、これを従来の予算の外にそ
れだけ増額して、その実験実習に必要
な経費、またはその実験実習に従事す
る生徒、学生の厚生経費に充て得るよ
うにしようとするものであります。と

申しますのは、産業教育は実験実習が
生命でありますから、その効果を十分
ならしめるためには、これに相当の経
費を充たなければならぬのであり
ますが、現在これに對する予算は、一
般にきわめて不十分であるばかりでな
く、実験実習から生ずる収益は、国ま
たは地方公共団体の収入に組み入れら
れ、どの程度学校または生徒のために還
元支出されるかは不明でありまして、生
徒、学生の努力の意欲をそぐことはな
はだしく、中にはこの収益予算を過大
に見積られる結果、教育上幾多の弊害
を見つづつておられます。また一面
には、生徒自身も実験実習のために、
被服、器具、あるいは消耗品費等、相
当大きい負担を余儀なくされるもので
あり、夏季においてはまた著しい空腹
を伴うものであります。これは特に
農、工、水産の学校において著しいの
であります。これらの事情に顧みまし
て、この収益をなるべく多くその実験
実習のための経費、さらに進んでは生
徒、学生のための厚生費に充て得るよ
うにいたしまして、実験実習の教育効
果をできるだけ高めようとするもので
あります。

次に第三点は、「第三條の三」といた
しまして、産業教育に従事する教員の
資格、定員及び待遇に關し、特別の措
置を講ずることを規定するものであり
ます。産業教育は技術教育が重要な部
分を占め、実験実習に重点が置かれて
おりますため、すぐれた技術と経験と
を持つ教師を、比較的多数必要とする
のであります。現在その資格、定員
及び待遇について特殊性がなお十分に
認められておらないのであります。そ
のため他の学科に従事する教員に比し

て、その勤務内容も、また時間的にも
苦勞が多く、優秀な教員がなかつて得
がたいのであります。産業教育の振興
のためには、優秀な教員を得ることが
最も重要なことでありますので、これ
らの特殊性に應じた特別の措置を講ず
る必要があるものであります。ただその
具体的措置については、幾多の法令
の改正にまたなければなりませんの
で、ここにはまずその基本的精神だけ
を掲げて、今後の方向を指示すること
としたのであります。

最後に第四点といたしましては「第
三條の四」として、この種教育に要す
る教科用図書の編修、検定及び発行等
についても、特別の措置を講じようと
するのであります。すなわち、産業教
育はその内容が多様多岐であり、これ
に要する教科用図書はその種類がきわ
めて多いにもかかわらず、その各種
教科書の所要部数は比較的少ないのを
常としております。このために、その
編修、検定及び発行には特別の措置を
講じなければ、部数の少ない教科書は多
くは発行されず、たいてい発行されて
も、その価格ははなはだしく高価とな
り、教育目的を果す上に、著しい支障
となるのであります。

以上その主要な点について申し上げ
たのでございますが、各位の十分な御
審議をいただきます。なるべくすみ
やかに本法案を成立せしめられますよ
うお願いする次第であります。

○竹尾委員長 本法案に對する質疑
は、次会に譲ることいたします。
ちよつと速記をとめて。

（速記中止）

〔委員長退席、岡（延）委員長代理
席〕

○岡（延）委員長代理 速記を始め
て、議事日程を追加し、義務教育費
負担法案（竹尾式君外十名提出、衆
法第四〇号）を議題といたしたいと存
じますが、御異議ございませんか。
〔異議なしと稱す者あり〕
○岡（延）委員長代理 御異議なしと認
めます。よつて日程は追加せられまし
た。

これより義務教育費負担法案を
議題といたします。提出者より提案理
由の説明を求めます。竹尾式君。

義務教育費負担法案
義務教育費負担法
（この法律の目的）

第一條 この法律は、義務教育につ
いて、義務教育無償の原則に則り、
国民のすべてに對しその妥當な規
模と内容を保障するため、国が
必要な経費を負担すること等によ
り、教育の機会均等とその水準の
維持向上とを圖ることを目的とす
る。

（国の負担）

第二條 国は、毎年度、公立の小
学校、中学校並びに盲学校及びろう
学校の小学部及び中学部（以下「義
務教育諸学校」という。）の義務教
育に要する経費のうち、教職員給
與費及び教材費について、それぞ
れ、その総額の二分の一を下らな
い額を負担する。

2 前項の教職員給與費の総額は、
第三條の規定により算出された教
職員給與費の平均単価に、それぞ
れ、左の各号に定めるところにより
算出された小学校の教員の数、中
学校の教員の数、盲学校及びろう

学校の教員及び寮母の数並びに事務職員の数に算入した額の合算額とする。

一 小学校の教員(校長、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師をいう。以下同じ。)の数は、全国の公立の小学校の児童数に五十分の一・五を乗じた員数とし、一人未満の端数は、一人に切り上げるものとする。

二 中学校の教員の数は、全国の公立の中学校の生徒数に五十分の一・八を乗じた員数とし、一人未満の端数は、一人に切り上げるものとする。

三 盲学校及びろう学校については、教員の数は、全国の公立の盲学校及びろう学校の小児の児童数に十分の一・五を乗じた員数と全国の公立の盲学校及びろう学校の中学校の生徒数に十分の一・八を乗じた員数との合計数とし、寮母の数は、全国の公立の盲学校の寄宿舎に寄宿する小児の児童及び中学校の生徒の数の五十分の一を乗じた員数と全国の公立のろう学校の寄宿舎に寄宿する小児の児童及び中学校の生徒の数の八十分の一を乗じた員数との合計数とし、それぞれ、一人未満の端数は、一人に切り上げるものとする。

四 義務教育諸学校の結核性疾患により休職中の教員の数及び寮母の数は、前各号の規定により算出された教員の数及び寮母の数のそれぞれ、百分の二・四四六を乗じた員数とし、それぞれ、一人未満の端数は、一人に切り上げるものとする。

り上げるものとする。

五 義務教育諸学校の事務職員の数、第一号から第三号までの規定により算出された教員の数に、それぞれ、三十分の一を乗じた員数とし、それぞれ、一人未満の端数は、一人に切り上げるものとする。

三 第一項の教材費の総額は、前項の規定により算出された教職員給与費の総額に百分の十を乗じた額とする。

四 第一項の規定による国の負担金の各地方公共団体に対する配分基準その他その配分に関する必要な事項は、法律で定める。

第三條 教職員給与費の平均単価(教職員給与費の平均単価)は、毎年度、全国の義務教育諸学校の教員、寮母及び事務職員(以下「教職員」という。)について、国立学校のこれらに相当する教職員の例に準じて算出した給料、扶養手当、勤務地手当、特殊勤務手当、日直及び宿直に關する手当、年末手当、寒冷地手当、石炭手当、退職手当、退職年金、退職一時金、死亡一時金、旅費及び公務災害補償並びに都道府県の負担に係る恩給負担金及び共済組合負担金のそれぞれ、一人当りの平均単価を合算した額とする。

二 前項の教職員給与費の平均単価は、小学校の教員、中学校の教員、盲学校及びろう学校の教員(寮母を含む。)並びに事務職員ごとに算出するものとする。

(義務教育諸学校の校舎の建設に係る地方債に関する特例)

第四條 義務教育諸学校の校舎(盲学校及びろう学校にあつては、寄宿舎を含む。以下同じ。)の建設事業費については、地方財政法(昭和二十三年法律第九号)第五條の規定にかかわらず、地方債をもつてその財源とすることができ

る。

二 前項の地方債の総額は、毎年度、左の各号に定めるところにより算出された義務教育諸学校の校舎の総坪数の五十分の一に相当する坪数の校舎の建設事業費に相当する額とする。

一 小学校の校舎については、一坪に全国の公立の小学校の児童数を乗じた坪数とし、一坪未満の端数は、一坪に切り上げるものとする。

二 中学校の校舎については、一、四六坪に全国の公立の中学校の生徒数を乗じた坪数とし、一坪未満の端数は、一坪に切り上げるものとする。

三 盲学校及びろう学校の校舎については、八・一八坪に全国の公立の盲学校及びろう学校の小児の児童及び中学校の生徒の数の合計数を乗じた坪数とし、一坪未満の端数は、一坪に切り上げるものとする。

三 第一項の地方債をもつて建設事業費の財源とする義務教育諸学校の校舎の建設に關し、その事業計画の基準その他必要な事項は、法律で定める。

附則
一 この法律は、公布の日から施行し、昭和二十七年四月一日から適用する。但し、第二條から第五條まで及び附則第八項から附則第十項までの規定は、昭和二十八年四月一日から施行する。

二 昭和二十七年に限り、地方財政平衡交付金法(昭和二十五年法律第二十一号)の規定にかかわらず、各都道府県の負担に係る小学校費及び中学校費並びに盲学校及びろう学校の小学校の教職員に係る教育費に關する基準財政需要額(以下「基準財政需要額」という。)の算定については、附則第三項から附則第七項までに定めるところによる。

三 各都道府県の基準財政需要額は、小学校にあつては十二万二千二百八十四円、中学校にあつては十三万五千二百五十二円、盲学校及びろう学校にあつては十三万二千二百八十円に、勤務地手当、特殊勤務手当、寒冷地手当、石炭手当等を考慮して政令で定める地域別の補正係数を乗じた額に、政令で定める教職員一人当りの日直及び宿直に關する手当、年末手当、退職手当、死亡一時金及び公務災害補償の額並びに旅費の単価六千円を加算してそれぞれの学校ごとに教職員一人当りの給与単価を算出し、その給与単価に、附則第四項の規定により算出された当該都道府県

の区域内にあるそれぞれの公立の小学校、中学校、盲学校及びろう学校の理論教職員数を乗じた額の合算額とする。但し、一銭未満の端数は、一銭に切り上げるものとする。

四 理論教職員数は、それぞれの学校ごとに、左の各号に定めるところにより算出された員数の合計数とする。

一 校長の数は、小学校にあつては理論学級数六以上の学校について一人、中学校にあつては理論学級数三以上の学校について一人、盲学校及びろう学校にあつてはそれぞれ一人とする。

二 教諭、助教諭又は講師の数は、理論学級数一について一人とする。

三 養護教諭又は養護助教諭の数は、小学校及び中学校にあつてはそれぞれ児童又は生徒の数の千分の一を乗じた員数とし、盲学校及びろう学校にあつてはそれぞれ一人とする。

四 寮母の数は、盲学校にあつては寄宿舎に寄宿する児童の数の五十分の一を乗じた員数とし、ろう学校にあつては寄宿舎に寄宿する児童の数の八十分の一を乗じた員数とする。

五 結核性疾患により休職中の教員及び寮母の数は、前各号の規定により算出された教員及び寮母の数の(以下「基準教職員数」という。)に百分の二・四四六を乗じた員数とする。

六 産前産後の休暇中の教員及び寮母の数は、基準教職員数に百分

の〇・八八八を乗じた員数とする。

七 病氣、事故、研修等の事由により勤務しない教員及び寮母の数は、基準教員数に百分の五を乗じた員数とする。

八 事務職員数は、小学校にあつては理論学級数十二以上の学校について一人、中学校にあつては理論学級数六以上の学校について一人、盲学校及びろう学校にあつてはそれぞれ二人とする。

五 理論学級数は、各学校ごとに、その学校の種類及び児童数又は生徒数に応じ、別表第一から別表第三までに定めるところによる。

六 前二項の規定の適用については、一分校は、一学校とみなす。

七 地方財政委員会は、第四項の規定により各都道府県の基準財政需要額を算定するときは、あらかじめ、文部大臣に協議しなければならない。

八 昭和三十年年度までは、第二條第二項第三号及び第四條第二項第三号に規定する盲学校及びろう学校の中学部の生徒には、義務教育の課程に属しない生徒を含まないものとする。

九 第四條第一項及び第二項の規定は、地方財政法第三十三條第一号の規定の適用を妨げないものとする。

十 地方財政法の一部を次のように改正する。
第五條第一項第五号中「学校の下に」(義務教育費国庫負担法(昭和二十七年法律第 号)第二條

第一項に規定する義務教育諸学校を除く。)を加える。

第十條中第一号を第二号とし、以下順次一号ずつ繰り下げ、同條

に第一号として次の一号を加える。

一 義務教育に従事する職員及び義務教育の教材に要する経費

別表第一 小学校の部

児童数	理論学級数	児童数	理論学級数	児童数	理論学級数	児童数	理論学級数
1—25	1	1,141—1,190	26	2,391—2,440	51	3,641—3,690	76
26—50	2	1,191—1,240	27	2,441—2,490	52	3,691—3,740	77
51—80	3	1,241—1,290	28	2,491—2,540	53	3,741—3,790	78
81—120	4	1,291—1,340	29	2,541—2,590	54	3,791—3,840	79
121—160	5	1,341—1,390	30	2,591—2,640	55	3,841—3,890	80
161—200	6	1,391—1,440	31	2,641—2,690	56	3,891—3,940	81
201—245	7	1,441—1,490	32	2,691—2,740	57	3,941—3,990	82
246—290	8	1,491—1,540	33	2,741—2,790	58	3,991—4,040	83
291—340	9	1,541—1,590	34	2,791—2,840	59	4,041—4,090	84
341—390	10	1,591—1,640	35	2,841—2,890	60	4,091—4,140	85
391—440	11	1,641—1,690	36	2,891—2,940	61	4,141—4,190	86
441—490	12	1,691—1,740	37	2,941—2,990	62	4,191—4,240	87
491—540	13	1,741—1,790	38	2,991—3,040	63	4,241—4,290	88
541—590	14	1,791—1,840	39	3,041—3,090	64	4,291—4,340	89
591—640	15	1,841—1,890	40	3,091—3,140	65	4,341—4,390	90
641—690	16	1,891—1,940	41	3,141—3,190	66	4,391—4,440	91
691—740	17	1,941—1,990	42	3,191—3,240	67	4,441—4,490	92
741—790	18	1,991—2,040	43	3,241—3,290	68	4,491—4,540	93
791—840	19	2,041—2,090	44	3,291—3,340	69	4,541—4,590	94
841—890	20	2,091—2,140	45	3,341—3,390	70	4,591—4,640	95
891—940	21	2,141—2,190	46	3,391—3,440	71	4,641—4,690	96
941—990	22	2,191—2,240	47	3,441—3,490	72	4,691—4,740	97
991—1,040	23	2,241—2,290	48	3,491—3,540	73	4,741—4,790	98
1,041—1,090	24	2,291—2,340	49	3,541—3,590	74	4,791—4,840	99
1,091—1,140	25	2,341—2,390	50	3,591—3,640	75	4,841—4,890	100

○竹尾委員 義務教育費国庫負担法案につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

申すまでもなく、義務教育は、憲法に定められた重要な国民の義務であり、同時に権利であります。従つて国といたしましては、この義務教育につきましまして、その一定の規模と内容を、すべての国民に対して保障すべき責務を負つてゐるものといわなければなりません。そしてこの責務を果たす

めには、まず国が義務教育について確実な財政的裏づけをすることが何より必要であると考えるのであります。

従来義務教育費に対する国の保障といたしましては、義務教育費国庫負担法という法律がありました。この法律は周知の通り、地方財政において最も大きな地位を占める義務教育費を地方のみにゆだねることが、結局は義務教育の進展を阻害するのみならず、地方財政を危うくするおそれがあるという認識に基づいて、昭和十五年に別に法律

をもつて義務教育に従事する職員の給与を都道府県の負担とするにとともに、この法律によつてその半額を国が負担することを定めたものであります。

この制度によつてそれまで教員の俸給の不拂い、遅拂い等の事態があつたものが解消され、爾来この制度は義務教育の支柱となつて来たものであります。ところがこの制度はシャープ使節団の勧告に基づいて地方財政平衡交付金制度が創設されるに及び、遂に昭和二十五年から廃止され、現在に至つて

いるものであります。すなわち現在、義務教育については財政上国の特別の保障というものはないのであります。その反面、義務教育費はどうなつてゐるか申しますと、再三の給与ベースの改訂及び物価の上昇等によりまして飛躍的に増大してゐるのであります。特に教職員の給与費は、昭和二十四年当時の二倍以上となつており、都道府県の一般財源に対して三五%から四五%に膨脹し、地方税収入の七五%を占めるに至つたのであります。

このため、地方公共団体独自の税収入で義務教育費をまかなうことのできるのには、わずかに九都府県にすぎず、中には義務教育費が税収入の二倍、三倍に達してゐる県すら少くないことが報告されてゐるのであります。そこで、各府県間の教員の待遇及び定数はますます不均衡がはなはだしくなるとともに、全般的に低下の傾向が顯著となつてゐるのであります。

他方学校の維持運営費につきましては、その三分の一は父兄の寄付金にた

別表第二 中学校の部

生徒数	理論級数	生徒数	理論級数	生徒数	理論級数	生徒数	理論級数
1—25	1	701—735	21	1,401—1,435	41	2,101—2,135	61
26—60	2	736—770	22	1,436—1,470	42	2,136—2,170	62
61—90	3	771—805	23	1,471—1,505	43	2,171—2,205	63
91—120	4	806—840	24	1,506—1,540	44	2,206—2,240	64
121—150	5	841—875	25	1,541—1,575	45	2,241—2,275	65
151—180	6	876—910	26	1,576—1,610	46	2,276—2,310	66
181—210	7	911—945	27	1,611—1,645	47	2,311—2,345	67
211—240	8	946—980	28	1,646—1,680	48	2,346—2,380	68
241—270	9	981—1,015	29	1,681—1,715	49	2,381—2,415	69
271—300	10	1,016—1,050	30	1,716—1,750	50	2,416—2,450	70
301—385	11	1,051—1,085	31	1,751—1,785	51	2,451—2,485	71
386—420	12	1,086—1,120	32	1,786—1,820	52	2,486—2,520	72
421—455	13	1,121—1,155	33	1,821—1,855	53	2,521—2,555	73
456—490	14	1,156—1,190	34	1,856—1,890	54	2,556—2,590	74
491—525	15	1,191—1,225	35	1,891—1,925	55	2,591—2,625	75
526—560	16	1,226—1,260	36	1,926—1,960	56	2,626—2,660	76
561—595	17	1,261—1,295	37	1,961—1,995	57	2,661—2,695	77
596—630	18	1,296—1,330	38	1,996—2,030	58	2,696—2,730	78
631—665	19	1,331—1,365	39	2,031—2,065	59	2,731—2,765	79
666—700	20	1,366—1,400	40	2,066—2,100	60	2,766—2,800	80

別表第三 盲学校及びろう学校の部

児童数	理論級数	児童数	理論級数	児童数	理論級数
1—8	1	161—168	21	321—328	41
9—16	2	169—176	22	329—336	42
17—24	3	177—184	23	337—344	43
25—32	4	185—192	24	345—352	44
33—40	5	193—200	25	353—360	45
41—48	6	201—208	26	361—368	46
49—56	7	209—216	27	369—376	47
57—64	8	217—224	28	377—384	48
65—72	9	225—232	29	385—392	49
73—80	10	233—240	30	393—400	50
81—88	11	241—248	31	401—408	51
89—96	12	249—256	32	409—416	52
97—104	13	257—264	33	417—424	53
105—112	14	265—272	34	425—432	54
113—120	15	273—280	35	433—440	55
121—128	16	281—288	36	441—448	56
129—136	17	289—296	37	449—456	57
137—144	18	297—304	38	457—464	58
145—152	19	305—312	39	465—472	59
153—160	20	313—320	40	473—480	60

よらざるを得ないのが実情であり、しかもよりやく建物にきてても、その中身が伴わないのが六・三制の現状であります。これでは憲法に保障する義務教育の無償も、またシャウプ使節団の勧告に基いて寄付金を解消するために大幅な市町村税の増徴を実施した意図も、有名無実となつていっているというよりはかばはないのであります。

さらに学校の建物につきましては、戦時中は荒廢のまま放置され、また被災によつてその多数を失ひ、その上六・三制の実施によつて戦後校舎の不足は大きな政治問題化したことは周知の通りであります。現在すでに耐用年数四十年を越えた校舎は、実に二百八十万坪の多きを数えまして、そのうち使用禁止を命ぜられていた危険校舎が四十四万坪にも達してあり、なお今年これが累増の傾向にあるという憂うべき状態にあるのであります。

このように重大な段階にある義務教育につきまして、その財政的な裏付けをする制度は、いわゆる六・三制建築補助及び若干の補助起債を除けば、平衡交付金制度のみという状態であり、これではとうていこの緊急の事態を解決するわけには参らないのであります。そも、平衡交付金制度と申しますのは、ニューヨーク州の教育平衡交付金制度の構想を、日本において地方行政全般に及ぼしたものでありまして、この制度がアメリカで成功いたしましたのは、單に財政力の相違からばかりでなく、これが教育費のみを対象としており、しかも教育費の算定も収入の測定も容易だからであります。ところがわが国におきましては、地方のすべての行政費を対象としてお

り、複雑な地方税体系のもとで国がその行政全般について財政上の責任を負うという制度でありますので、そこにはどうして無理と欠陥が伴ひ、交付金の額の決定は常に政治問題化し、義務教育費のような額の大きい、しかも重要な経費が圧迫されるという結果を招来してゐるのであります。従つて、義務教育費のよう、憲法上国がその最終的責任を負うことを要請されておられ、しかも地方財政においてきつめて大きな地位を占めてゐる経費につきましては、どうしても平衡交付金制度とは別に国庫がこれを補償する制度を確立し、義務教育の妥當な規模と内容を國民のすべてに對して保障いたしなすとともに、地方財政の安定をはかることが必要であると考えるのであります。

以上がこの法律案の提案理由であります。次にこの法律案の骨子を申し述べますと、まずこの法律案は、昭和二十八年度から実施すべき義務教育費国庫負担制度等につきまして必要な規定を設け、附則においてこの趣旨を実現するため、昭和二十七年年度についてさうした地方財政平衡交付金制度の特例に關して所要の規定を設けたのでございす。御承知のように、本年度はすでに予算も定まり、また国庫負担制度を実施いたしますためには、なお相當の準備も必要でありますので、このような方法をとつたわけでありす。次に逐條御説明いたします。

次に第二條は、教職員給与費及び教材費の国庫負担について規定してございす。その第一項には、国が義務教育費のうち、現在都道府県の負担している義務教育に従事する教員、養母及び事務職員の給与費及び市町村または都道府県の負担している教材費につきまして、それ／＼その総額の二分の一を下らない額を負担することを規定いたしてあります。第二項は、教職員給与費の総額の算定方法を定めてあります。それは、教職員一人当りの給与費の平均単価に教職員の総数を乗じて算出するという方法をとつてあります。教職員の総数は、まず全国の公立の小学校の児童数に五十分の一・五を乗じて小学校の教員数を算出し、次に全国の公立の中学校の生徒数に五十分の一・八を乗じて中学校の教員数を算出することになつてあります。この五十分の一・五、一・八という数字は、従来の義務教育費国庫負担制度においても用いられて来たものであります。が、これは實際に一・五級について教員が一・五人あるいは一・八人必要であるということの意味するものではなく、一・五級の児童生徒数を五千人と仮定した場合の数字でありまして、實際には一・五級の平均児童生徒数は小学校で四十四人弱、中学校では四十五人弱となつてあります。またこの教員数のうちには、校長、養護教諭、庶務員等の教員及び病氣、事故、研修等の補充教員も含まれてゐるのであります。次に全国の公立の小学校及び市町村の小学校の児童数に十分の一・五、中学校の生徒数に十分の一・八を乗じてその教員数を算出し、また、全国の公立の盲学校の寄宿舎に寄宿する児童及び

生徒五人に一人、全国の公立のろう学校に寄宿する児童及び生徒八人に一人の割合で養母の数を算出することにしたのであります。さらにこうして算出した義務教育諸学校の教員及び養母の数の百分の二・四四六を乗じて結核教員数を算出したことは、従来の国庫負担制度におきましては、この率は百分の一・三三となつておりましたが、その後の結核教員数の増加によりまして、この率を変更する必要があるものであります。最後に、結核教員を除いた教員及び養母の数の三十百分の一を乗じて事務職員の数を算出した。この数は大体現に置かれてゐる事務職員の数を基準にしたものであります。

以上の算出方法によりまして算出される教職員の昭和二十八年度の推定は、教員約五十三万四千八、うち結核教員約一万二千七百人、養母約千五百人、事務職員約一万七千人となる見込みでございす。また、教職員給与費の総額は、昭和二十八年度におきまして約九百八十億円程度となる見込みであります。

第四條は、義務教育諸学校の校舎の建設にかゝる地方債に關して地方財政法の特例を規定し、毎年度老舊校舎を順次更新できる道を開いたののでございす。まず第一項は、地方財政法第五條におきまして地方債を發行できる場合が限定されておりましたので、義務教育諸学校の校舎の建設事業費は、その特例として扱うものであることを定めてあります。第二項は、その地方債の総額の算定方法を定めてあります。すなわち小学校は一・一坪、中学校は一・四六坪、盲学校及びろう学校の児童、生徒数を乗じて算出した坪数を五十年で更新するものとして五十分の一を乗じた坪数を建築するたに必要額に、起債の総額を算出するという方法をとつてあります。なお、各学校の坪数は、各学校に必要な最小限度の教室その他の施設の坪数を合理的に算出し、これを見算した一人当りに換算したものであります。教育

の配分に關し必要な事項を法律で定めることを規定してあります。国庫の負担金は多額に上り、地方公共団体の財政に重大な影響を與えるものでありますので、それを如何に配分するかは、地方税の改正と関連して考慮しなければならぬので、後に法律で定めることにしたのであります。

上欠くことのできない寄宿舎の坪数をも含んでおります。かくして算出されました地方債の昭和二十八年年度における総額は、約九十億円となり、毎年約四十万坪の校舎が更新できる見込みであります。第三項は、この地方債をもつてまかなわれるべき校舎の建設に関する事業計画の基準その他必要な事項すなわち危険な校舎とか、使用年数の古いものから順次地方債を認めるといふような基準を法律で明確にいたしまして、地方債の効率的な使用をはかるうとしております。

第五條は、戦災及び災害を受けた校舎の復旧費について国がその半額を負担することを規定しております。この措置によりまして、従来復旧が遅れ、義務教育の実施に支障を来していたような事態が解消されることが期待されるのであります。

次に、附則におきましては、まずこの法律のうち第二條から第五條までの規定は昭和二十八年四月一日から施行し、第一條の基本的な理念に基きまして昭和二十七年年度は地方財政平衡交付金制度の特例を設けまして、第三項から第六項までにおきまして義務教育に從事する職員の給与に関する基準財政需要額の合理的な算定基準を定めるとともに、第七項において地方財政委員会が各都道府県の基準財政需要額を算定する場合に、あらかじめ文部大臣に協議することとしたのであります。

次に、第八項におきましては、言うやうな学校の義務制が現在小学部の五年までとなつており、これが昭和三十一年に完成することになつておりますので、その経過措置を規定しております。

第九項におきましては、当分の間第

四條に定める地方債のほかに六・三建築補助に伴う地方債が存続するわけでありまして、その点を明らかにいたしてあります。

最後に第十項におきまして、この法律の施行に伴い地方財政法に改正を加える必要がありまして、所要の改正を行うことにいたしてあります。

以上がこの法律案の骨子でございます。この法律案は教職員の給与費を確保することにより、教職員の生活を安定させ、教職に専念せしめるとともに、教材費の確保によりまして、校舎はできたが中身の整わない学校に教材を整備いたしまして、百億に上るPTAの寄付金を解消し、千三百万人の父兄の要望にこたへ、超償によつて二百八十万坪に上ります老朽危険校舎の解消をはかり、市町村長及び住民の熱烈な要求にこたへんとするものであります。従つて、この法律案は、最小の国費をもちまして、最大の効果を上げるものであります。独立日本の門出にあたりまして、憲法に保障された義務教育が国策の根幹であることを明らかにし、防衛力増進と相並んで、教育文化を尊重するゆえんを中外に宣明するもので、その意義はきわめて大なるものがあると確信いたしてあります。

議員各位におかれましては、義務教育の重要性と地方財政の実情を十分御理解をいただき、慎重に御審議の上すみやかに御可決くださるようお願い申し上げます。

〔岡〕委員長代理退席、委員長〔清席〕

○竹尾委員長 本法律案に対しまする質疑は次会に譲ることいたします。

○竹尾委員長 次に、学校教育に関する件を議題といたします。この際文部当局から発言を求められております。これを許します。稲田大学術局長。

○稲田政府委員 先般五月一日のメーデー当日の事件につきまして、その前後の経過の概略につきまして、ごく簡単に御説明申し上げます。

最近学生運動の一つの著しい傾向といたしまして、全学連の影響を受けまして一部学生の行動があつたのであります。その数は必ずしも多くないのであります。むしろ各大学当局におきましては非常に少数であり、全級の学生とは非常に遊離したような存在ではありますけれども、その行動が漸次尖鋭化して参つたのを見受けまして、各大学当局といたしましては、学園の自治を守る上から、十分関心を寄すべき事象であるとして、注意して参つたのであります。

先月来の各重要産業関係のストライキと関連いたしまして、全学連におきましても、四月二十八日及び五月一日を期しまして、全国各大学のストライキを指令したように見受けられるのであります。この動きを察知いたしまして、各大学当局としても、特別の政治目的を有する集会あるいはストを目的とする集会、ないしはそれに先行いたしますピカあるいは張り紙等を禁止する等、注意を拂つて参つたのであります。その結果、全級の学生の慎重なる態度もございまして、二十八日及び一日両日とも、学部をあげて授業を放棄するとか、あるいはいわゆるストに入るといふような事実はなかつたのであります。

しかし一部学生が任意参加という形

におきまして、一日のメーデーの場所でありまして神宮外苑に集まつたのであります。その数は都下全学校を通じて、われ／＼といたしましてはおおよそ二千五百名内外と推定いたしております。そのうち相当部分が、デモ行進の後におきまして起りました宮城外苑の騒擾に参加したのであります。個々の大学におけるいかなる学生が、その場においてどういふ行動をしたかという点につきましては、一方捜査も進められておりますし、学校当局におきましても、目下周密な注意をもつて調査中であるのであります。それらの状況が判明いたしますれば、各大学ともそれ／＼の機関に諮りまして、学園に照し、適當なる処置をせられることを期待いたしておる次第でございます。

またこれら少数の特殊な学生の動き等につきましては、もちろん各大学とも十分それに対処する態勢を整えておられますし、さらに根本問題といたしましては、学生全般が十分学園の自治を守り、健全なる学生の自治活動をするという点につきまして、その動きを学校当局が全教育をあげて適切な指導をするという点に對してきましては、各大学当局も十分とられておるやうに見受けられますので、今後その当局の善処を期待いたしておる次第でございます。

一応概略の御説明をいたした次第であります。

○竹尾委員長 本件につきまして質疑がありまして、これを許します。

○若林委員 私は、全般的なものであります。これがたまた／＼五月一日に熾激な態度として現われて来たと思ふ

のであります。教育全般に對しまして、いわゆる独立後の日本の教育というもののついて、慎重に検討すべき材料が提供せられておるのではないかと考えるのであります。ただいまこれに對して、どういふ考えを文部大臣が持つてあるかというやうなことを伺ふとは思わないのであります。すでに昨日、東京における各大学長を呼びになつて、いろいろ御意見をかわされ、お聞きになつた慎重な態度に對しては、つつしんで敬意を表するものであります。

最近、教育問題としてわれ／＼の耳目に燃れ、きわめて強い関心を持つて見守つておりますことには、愛媛県の高等学校の教職員の異動に關して物議をかもしたやうであります。なお和歌山県におきましては、一県會議員の言辭に關係いたしまして、和歌山県一部の同盟休校といふことが、全体休校を教育委員会が指令したといふやうな事実もあるのではありませんか、これなども教育委員会に欠陥があるのか、あるいは教育基本法にその欠陥があるのか、あるいは教職員の特別法に欠陥があるのか、検討を要すべき問題だと思ふのであります。愛媛県あるいは和歌山県の事態につきまして、その後、われわれは新聞以外に承知いたしておらないのであります。が、当局として御調査になりました事柄を承知したいのが一つ。

それから世間では、教育に關係ありますが、全部文部大臣の責任であるがごとく誤解を招いておるのであります。だから新聞では、文部大臣が、おやめになるやうなことを言われたいにもかかわらず、辭意を漏らされたごとき書いておる。あとで文部大臣はこれを

お取消しになつておるのであります。が、そういうふうな臆測が新聞記事になつて出るといふことは、すべて文部大臣が、前の古い制度のごとき一種の監督権を持つておるがごとく誤解を持つておることから発するものと思つてあります。前のごとき強力な監督権があるとかないとかというふうなことについてのごしあしを、ここで論議しようとするのではないのであります。が、これは私たち将来大いに、教育制度並びに文部大臣の権限その他について検討をし、また新しき法的措置を講ずる必要があるならば講じ、あるいは大学管理法その他を考究して行く必要があるのじやないかと考えるのであります。特に承りたいのは、愛媛県と和歌山県のその後の状況と、文部省としては文部大臣の現在の権限、いわゆる責任の範囲外にあるということ、を、少し国民全体に明確に周知徹底する必要がありますのじやないか、そうであれば、こういうことが起つておるにもかかわらず文部大臣は何の責任もとらない、いわゆる世の中の責任感というもののついての觀念をゆるめる一つの動機になるのではないか、こういうふうに私これを非常におそれておるのであります、何か機会のあるたびごとに、その点を国民の頭に明確に植えつける必要があるのじやないか、こういうふうにご考慮のであります、一応この点について御所見を承つておきたいと思ひます。

○天野國務大臣 このたびいろいろ方面において、文教上に不幸なことが起つて来たといふことは、まことに残念なことと思つております。それらの

点については、今後どうして行くかというところは、十分研究をいたしたいと思ひます。近く中央教育審議会を設けるのも、そういう趣意もありまして、よく検討して戦後の教育の向うべきところを確立したいと考えております。

なお、ただいまお尋ねのありました愛媛県その他における事情につきましては、局長から答弁させることをお許し願ひたいと思ひます。

○久保田政府委員 和歌山県の関係の問題は、当該の県議員が辞表を出されたので、委員会側もその関係者側もそれを了として、ストライキ関係からその問題は解決をして、一切の解決をしたという意味の報告を受けております。愛媛県の場合は、県会議長、知事、そうした関係者が調停に入つて、それらの原案を一切もとにしての調停に入つておるといふことを伺つておる状況でございます。

○若林委員 事実そのまゝの報告で、新聞の方がもっと詳しいわけですが、和歌山県の点をもう一点伺つておきたいのは、教育委員会が各学校に対して休校を指令するあの措置が、安当であつたのであるかどうかというところが一点と、それから愛媛県の方は、一応今局長が御説明になつたようにわれわれも承知いたしておるのでありますが、もう一度また逆に、もとにもどしたやつを、またもとに戻して行く運動が盛り上つておるといふことを耳にいたしておるのでありますが、その点をもひとつ承りたい。事態が非常にはげしくなるやうであるならば、これは文部大臣は今監督権がないのでありますから、国会へでも来てもらつて、わ

れわれ直接聞くようなことになるのじやないかというやうなことを憂へるのであります。どうぞひとつ、その点を耳にしておられるかどうか。

○久保田政府委員 愛媛県、また一部の原案をもとにして、それに調停の勞をとつておられるという段階までは、私も十分承知しておりますが、その後今お話のように、またそれをもとにしてという関係のことは伺つておりません。また和歌山県の教育委員会が、学校に対して休校を指令することがどうであるか。この問題については、私も今多少の疑いを持つておりますので、そういう意味合いから研究いたしておりますが、ああいう休校を指令することが、その際事態を收拾する上に非常に役立つたのであるかどうかといふたやうな面から考える問題と、法律問題として、委員会がそういうことを指示できるかできぬかといふた問題と、両面があると思つております。あの際そういうことがどの程度に安当であつたのか、またそうせざるを得なかつたのかといふたやうな関係を今研究いたしております。

○竹尾委員 浦口君。最初に愛媛県の問題であります。これは文部省が、まだたゞいま局長のお話では、あまり実情をつかんでおらないと思ひますので、ちよつとつけ加えて申し上げておきます。それは、この問題は、紛糾をいたしましたので、一応四月十五日に県会議長の立川氏と元県教委の白石という職員が仲裁に入りまして、もとへもどすという案が出たわけでありまして、ところがその後具体的に解決に至らないために、PTA並びに同窓会その他が奔

走いたしましたところが、その後またいろいろないきさつがございまして、名前には申し上げませんが、ある日教組の幹部の話によつて、それはもとへ返さない、現状で行くのだといふやうな意見が伝わりまして、四月二十九日に紛糾をいたしまして、四月二十九日に御承知の高等学校教職員組合の方で、これを具体的に追究いたしましたところ、問題の人事は松山東高校の校長と、松山商業高校の校長の異動にからむ問題であります。仲裁に入りまして立川氏以下がもとに戻すという言辭をくつがえして最初の発令通り実施する、実施してみても、もし支障があれば考慮する、こういう通知をPTAが文書で受取つております。そこで事態が非常に紛糾をいたしまして、高等学校教職員組合としては、このままではひつ込みがつかないといふので、声明書を発しまして、重大決意をするという段階に來てゐるのが現状だと思つてあります。

ただいま若林委員からお話がございましたが、私がお尋ねしたいのは、これは昨年と私は記憶いたしておりますが、県の日教組から一部の高等学校教職員が脱退をいたしました組合をつくつた、そのことから発してございまして、その当時において、すでにいろいろ怪文書が飛んでゐる。たとえば、高等学校教職員組合、いわゆる脱退組の幹部に対して、今にお前の身辺に重大なことが起きるといふやうな怪文書が、去年の春から飛んでゐた。そういうやうなことは事務当局の方で多分お調べになつておると思つておりますが、現実にはそういう文書が出てゐるとすれば、これは單なる人事にからむ風

説であるとか、あるいは杞憂にすぎないといふことではないかと思つてあります。そういう資料を持つておられるかどうか、その点をまずひとつ伺ひたいと思ひます。

○久保田政府委員 事態は、おそらく浦口委員のおつしやるやうなことがあるかと思ひますが、私どもの方には、そういう資料をいただいてもおりませんし、そうした方面からの情報も持つておりません。

○浦口委員 そこで、若林委員からお話のありましたやうに、文部省に直接の監督権はないと思ひますので、これは日教組にどうした動きがあつたか、あるいは高教組の意見がはたして正しか、それは私は今現地を見ておりますので、いろいろな情報から察するところだけを申し上げるのであります。が、今全国的に日教組から高教組が分裂して行くといふやうな心配が非常に強いのです。こうしたことが人事問題にからんで、教育委員会がいずれに巻き込まれるかと巻き込まれないとかそういう問題でなしに、こうした組合の争いが人事問題にからむといふことは、非常に教育上に大きな心配を感じますので、適当な機会にこの真相を究明することを強く希望するのであります。が、文部当局としての御意見を承つておきたいと思ひます。

○天野國務大臣 文部大臣の監督権はございませぬけれども、これに助言をすることはできることではございませぬ、また今浦口さんのおつしやつたやうなことが事実だとすれば、日本の教育を阻害するものだと思います。でありますから、私はよく事情を調べて善処したいと考えております。

○浦口委員　そういうふうにはぜひお願いいたします。

次に、和歌山県の問題は、今局長の話では、西川県議が辞職したので解決したと思つておる、こういうお話であります。その問題は、その問題として、解決しておるという見解も一応認めますが、問題は教育委員会の今後の動き方に非常に重大な問題があると思ひます。実はこの問題が起きたとき、先月の二十三日、法務府に連絡をいたしましたところ、法務府では某婦人の事務官をあたりに派遣をいたしまして、過日帰つて参りました。私けさ参りました、いろいろ事情を聞いてみました。もちろん、これは文部委員会といたしましては、法務府と別な見解で考へるべき面がありますから、法務府の見解と文部委員会の見解が必ずしも一致しないという事はあり得ると思ふのであります。ただ今後の問題として残ることは、こういうことであります。教育委員会が、先ほど局長のおつしやつたように、五百何校の同盟休校を指令したということではないように、私は調べておる。最初この西川県議の人権問題、いわゆる差別待遇に対する発言が問題になりまして、県会その他でも西川県議個人の進退問題についていろいろ議論をしましたが、本人がなかなか反省をしない、あるいは辞職もしないというふうなことから、共同闘争委員会ができて運動を展開いたしました。が、どうしても西川県議が反省をしないというところから、それではそうした差別待遇を受けた子供は学校へやらないという事を決議した、私はそういうふうな承知をしております。ということ、文部省も御承知の通り、和歌山県は非常にこうした問題の多いところでもあります。そこで、日ごろから積善教育というものが行われておりまして、そうした人権問題について、差別扱いをしてはいけないという教育が積極的に行われておる。そこで闘争委員会といたしましては、そうした教育を積極的に進めていながら、その教育に反する行動をした県議員をどう処分もできないという事は、日ごろの教育と実態との食い違いが出て来る。そういう教育をしながら、事実起きた問題に対して何とも解決のつかないようなことでは、学校教育というものはうそになる。だから、そういう学校にやる必要はないといつて、一部のそうした差別待遇をされたとみなされる児童が学校へ行かない、こういう事態が起きた。そこで教育委員会といたしましては、この事態を非常に心配をいたしました。そうしたことなしに解決したいと努力をしたという事は、われわれも認めることができます。ところが、どうしても事態が紛糾をいたしました。そこで、闘争委員会がこれを撤回しない。そこで何日か、日には忘れませんが、その晩深更まで教育委員会は非常に審議を重ねたという事を聞いております。が、どうしても撤回されない。で、このまま行くなれば、差別待遇を受けたとみなされる子供だけ休んで、ほかの者が行くという事になる。と、そうしたことを現実肯定することになり、むしろ大きく現わすことになるので、子供に対する影響が非常に強いということ、やむを得ず全県下の小中学校全部の学校に同盟休校を指令せざるを得なくなつた、こういうことをわれわれは聞いておるのであります。

す。そこで問題は、法務府の見解は、基本的には、こういう同盟休校をさせることはもちろんいけない。これは法律的に考へてもいけないと思ひます。し、事実の上においてもいけない。しかし、そうせざるを得ない事態に立ち至つた問題の方が非常に大きい。その問題の大きさと、同盟休校をやらせることによつて起る弊害と比べた場合に、弊害の方が小さい。だから、あえてこうした行動に教育委員会が出ざるを得なかつたことは認めなければならぬのではない。これは教育を受ける児童の権利を侵害することにならない。これは法務府の一事務官の見解であります。が、そういう見解を私はただいま聞いて来たのであります。一応そういう理論も成り立つのであります。が、しかし問題の大小ということ、問題が大きいからそうした、子供を同盟休校に持つて行つてもいいという事は、教育の本質と非常に違ふ。そこには非常に大きな問題があると思ふのであります。そこで、この問題が起きたときに、和歌山県の一教員という名前、NHKから「私たちの言葉」で放送されておりましたのを、写して来たのであります。が、この中で、一教員という方が、もちろんこの西川県議の人権侵害に対する非行は徹底的に追及をしなければならぬ。しかしなぜ休校するかという事を、小学校の児童にはなかなか理解させにくい。まして一年や二年の低学年に至つては、家庭の人に何で休むのかと問われても、答えられないのが当然であらう。一部の児童生徒によつて行われようとした同盟休校という事、高等学校の生徒ならいざ知らず、小学生にはおそろしく児童の自

発的な行動でないで、当然それはわからぬ。そこで西川県議の問題が人権侵害になるという事で、それに抗議するために教育を休めたことは、逆に教育を受ける権利を侵害したという逆の面が出て来る。こういう一教員の非常に大きな悩みが訴えられておる。私もこれには非常に同感だと思ひます。要は、この問題の大きさは承知いたしておりますが、そのために子供を利用したということではないと思ひますが、現実にはそうした学業を休ませたという行動に出でしめたところ、非常に大きな問題があると思ふのです。この委員会でも、かつて問題になりました、私も発言したと覚えておりますが、何か一つの法案に對しまして、これは利根川開港法案でしたか、これを通してもらわなければならぬ、これはおちついて勉強もできないというふうな、小学生からわれわれにはきがこんなにも厚く来ました。こういうことが、一年や二年や三年の小学校の生徒の意思によつて出たかということ、文部省考へてほしいといふことを要望したことを記憶してあります。が、私は民主主義、自由主義教育の名のもとに、こうしたことが、子供の自発的な意思でなしに、やはり何かの力によつて統一した行動が行われるという事は、私は非常によろしくないと思ふ。こういう事態は競争中にもあつた。アメリカの何という軍艦であつたか、これが日本の潜水艦に沈められた、日本の小学生に、アメリカの生徒に對して慰問文を書かせたというやうなことを、当時の文部省は積極的にやりました。私はこういうことに對して、幼い子供の氣持をおとなの氣持で

利用するといふか、強制するといふか、そういうかつかうは教育上おもしろくないと思つておりましたが、同じやうな事態がまた起きることを私は非常に心配をするのです。そこでこの問題は、一県議の問題でなしに、文部省としては十分に真相を調査していただきたい。教育委員会の立場も、われわれはよく察せられますために、少し事態が大きいので、ほかの方法では解決がつかないから、この方法もやむを得ないといふやうなことになるかと、今後そうしたことが頻発しないといふことは断言できなかりはしない。どうぞその点について、文部大臣の御見解を承ると同時に、今後の適當な方法がありますれば、今御答弁いただかなくてもよろしくうございしますが、お尋ねしておきます。

○天野國務大臣　浦口委員のおつしやることは、すべて同感でございます。たとい事情がよくても、子供にそういうことをさせるということ、私は非常に教育上いかにがかと、平生から心配をいたしているものでございます。でありますから、このことは、やはりよく事情を調べませんと難々しく判断をすることはできませんから、私はよくこの事情を調べまして、適當に考へて行くつもりでございます。

○渡部委員　メーデー事件その他のいゝゆる学生事件という問題について、若干質問をしたいと思います。が、その際私申し上げなければならぬことは、メーデー事件のやうな、あるいはその他のやうな学校当局と官憲とが衝突したやうな場合に、いつも学生が悪いんだというやうな見地から報告され、また学生が悪いんだというやうな

立場から問題の解決が提出されるように見えるのでありますが、しかしわれわれはもつと事態を認識してからはつきり報告し、かつ認識された後にどうすべきかということをお互いに考えてみる必要があると思うのであります。今度の事件にしまして、きわめて計画的に事実が歪曲されております。われ／＼が多くの目撃者から収集した資料によりますと、政府当局が発表した資料によりまして、政府当局が発表し、あるいは新聞の一部が報道したような内容とは、はなはだ異なつた事件の性質があるのであつて、しかも文部當局としましては、政治をやるものとしてましては、この事件の内部で起つた個々の問題ではなくて、このような事件がなぜ起きたのか、この事件の本質と歴史的な意義というものはどこにあるかということについて、深く反省してみる必要があると私は思う。これは実に重大な事件であります。第一に、私はこゝいう点について御報告申し上げて、これについての御意見を聞きたいと思う。この問題に対する当局の発表というものは、非常に計画的に歪曲されておる。第一に、これは全学連と朝鮮人とそれから自由労働者のわずか八千ないし一万の人々によつて引起された破壊的な行為であるといううなことが、既定的に言われております。しかしながら、そうではない。このような形で、事柄がごく一部の特殊な人たちだけによる單なる破壊的暴力的な行為だと考えるところに、あるいはそういうふうには宣伝するところに、計画的な歪曲があるのであります。そうではない。この問題は、実は数年の間アメリカ帝國主義者によつて占領されておつた國民が、ことに再軍備が強

行され、破防法が強引に國會に提出されているという中で、アメリカ帝國主義者に対して、またその手先であるものに對して、日本國民の大きな不平、不満というものが爆發したんだ、公然とした形で抵抗運動が開始されたという重大な事柄である。これはこの要素をまつた無視している。これを無視しては、この事件の性質というものは少しも眞実に觸れることはできないと思う。これを無視しておるところに、一部の者に限つてこれがやられた破壊行為だというようなことに限つて報告されるところに、実はこの問題の重大さの前に戰慄を覺えたところの政府や、アメリカ帝國主義者の計画的な事柄があつたと思うのです。またそうすることによつて、破防法を一挙に通過させようとする陰謀も、この報道の中に、報告の中になされておる……。

○竹尾委員長 渡部君に御注意申し上げます。学校教育に關する問題でございいますから、あまり問題から離れないように、簡単にひとつお願いいたします。

○渡部委員 わかりました。――事の本質をはつきりさせておかないと、政府の発表せられただけでは、私たちは質疑応答の眞実に觸れることはできない。こんな眞剣な問題について、笑いながらやつているべきときじゃない。今申し上げたように、この問題、とにかく現在の政府の施政が、そうして、ことにそれがアメリカ帝國主義者によつてなされているということに對する國民的反感の集中的な現われとして出たのであつて、これは四・一二、四・一八のゼネストとまつたく同じ性質を持つておるものである。まつたく

同じ性質が、異なつた形で現われたにすぎません。再軍備に反対し、破防法に反対するという、そうして日本の民族の独立と平和を守らなければならぬという国民の気持あるいは国民の意思がある場合には労働者のゼネストとなつて現われるのであり、ある條件のもとでは、たとえば人民広場におけるように、警官が民衆の正々堂々とした進撃に対して破壊的な暴力的な弾圧を加えて来るような場合には、真剣に日本の独立と平和を守らなければならぬとする民衆、ゼネストを闘つたところの人たちは、同時に警官の暴力に對しては、実力をもつて對抗しなければならぬわけです。それなしには、一歩も問題を解決することができないところにもまで民衆は押し詰められておるののです。

そこで、私は大臣にお聞きしたいのであります、大学の學生が事を起す場合に、いつも學生が悪いんだ、學生が一部の人たちによつて煽動されたんだというふうに考えますけれども、事の本質を見てごらん下さい。學生は一体何のために今日ああいうふうな真剣な動きを示しておるかという、何のたためかという問題を一つ考えてごらん下さい。(一部分だけだよ)と呼ぶ者もあるさうではありません。すべての學生が注意して関心を持つておることとは、今日自分たちが、學校において満足な教育を受けることができないほど生活も窮乏しておる。しかも生活をおけるように窮乏させておる問題は、これは教育費が非常に多く軍事費負担のために削減されているということに原因するものであり、またそういう現在の政治からして、自分たちの家庭が非常

に窮乏して来ておるということに原因があるんだということを、学生たちは全部感じております。そういう問題の上に立つて、しかも今再軍備がどんどん進められようとすれば、学生諸君にとつては、自分たちがその再軍備の中に巻き込まれて、自分たちが再び戦争に動員されて生命さえも失わなければならぬかもしれない、こういうことに對して学生は不安で反對の氣分が非常に強いということは事実であります。これを文相はどういうふうに認められるか、同時にまた学生諸君は、どのような状態が進んで行くならば、日本はさらにアメリカ帝國主義者の隸屬のもとに、日本民族全体の破綻、あるいは全体の破滅的な状態に追い込められないとも限らないという現状に對する純真な憂えから、学生諸君は、どうかしてこのような状態はかえて行かなければならない、このような状態をかえるためには、国内においては再軍備政策をやめて、そうして日本國民自身の手による自由な經濟の發展、自由な民主主義的な状態の確立、そのためにはまたアメリカ帝國主義の日本支配などいふものをかえて行かなければならぬ、アメリカ帝國主義を日本から追い拂うことが前提であるんだ、こういう真剣な氣持を学生諸君は持つておるのです。こういう前提がなかつたならば、学生運動というのが今日起るはずはありません。従つて、すべての学生運動というもののは、今申し上げたような客觀的な、政治經濟的な事實の中から、今日生れて来ておるのであります。この学生運動がどこから生れて来るのかという問題を考えることなしに、学生運動の性質、学生運動をどう

ないはずであります。大臣は、この点、それでもできると考えられます。か、これが第二点であります。

第三点は、学生諸君がそのような情勢のもとに、そのような気持と意思とをもつて真剣に、純真に、自分たちの考えを貫いて行かなければならぬ、それを貫くことこそが、自分たち学生の生活を守るだけでなく、学生の権利と自由を守ることによつて、同時に日本人の権利と自由を守ることにのみのであるし、またそのようにしてのみ日本の独立と世界の平和が守られるんだという学生の純真さと確信から出るところの行動に對して、そういう学校内においてまた学外において、國民に訴えようとする学生たちの動きに對しまして、初めから徹底的に彈圧を加えて来る。学園の自由を侵して学内に侵入して警官が彈圧を加えるだけではないに、平和に署名の運動をやつておる者に対して、暴力的な彈圧を鉄かぶとが加えて来る。それならば、一体学生たちは、どうして自分たちの意見を伝えて行つて、自分たちの目的を達するの動きを大きくして行くことができるのでありましょうか。学生は、そういう鉄かぶとの襲撃に對して、これを排除することなしには、どうしても自分たちの利益を一步も前進することができない状態に今日追ひ込められておる。この点を文部大臣はどういうふうに考えられるか。従つて学生の運動、純真にして、また日本民族の独立と平和を守ろうとする、そのやむにやまれない熱意を國民の前に伝えようとし、それによつて國民と結びついて自分たちの目的を達しようとする学生の動きに對

して、徹底的な弾圧を最初に加えて来る警備隊、あるいは政府の政策でありましようが、そういう事柄について、どういふふうにかえられるか、この三点をまずお聞きします。

○天野國務大臣 人間は動物と違つて、いつでも理想を持つておるのでございませう。理想の実現ということが人間の本来の性質です。だから、現実には満足しないというのが、人間の大体の傾向なのです。ことに、若い人たちが現実には不満を感じるといふのは、当然だといつてもよいくらいなのであります。ただわれわれは、いかにして理想を実現するかが問題であります。憲法を破壊し、暴力をもつて理想を実現しようといふことは、徹底的に排撃しなければならぬと考えております。

○竹尾委員長 渡部君に御注意をいたします。あまり前置きを長くせずに、質問の要旨を述べてください。

○渡部委員 私の質問に対しては、お答えになっておりません。憲法を破壊し暴力的に問題を実現するとおつしやいますけれども、今日、学生なら学生が、その目標を達する自由な行動を、憲法は保障しておるはずである。しかしながら、この自由な行動に対して、政府は頭から弾圧政策をとり、これに対する暴力的な弾圧を試みておる。この関係を一体どうしたらいいか、これをお聞きします。

○天野國務大臣 憲法の第十二條に、「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならぬ。又、国民は、これを濫用してはならない。これであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。」とありま

すが、私はこういうふうに考えております。

○渡部委員 公共の利益といふのは、一体何の利益であるか。これはアメリカ帝國主義者の利益でもなく、またその手先である吉田内閣の利益でもありません。公共の利益、それはほんとうに勤労大衆、ほんとうに国民の大多数の利益を前提にしなければならぬはずであります。従つて、この国民大多数が今日再軍備に反対し、そうして破防法に反対して立ち上つておる。それが先日のゼネストとなつて現われたのであり、メーデーのあの事件となつて現われているのでありまして、こういう事柄に対して、正々堂々と行動してゐる者に対しては弾圧を開始してゐる。ここに問題の発端があり、ここに暴力的な衝突に展開しなければならぬ。前提があるわけでありませう。従つて、こういう事柄に対する警官の暴力的な弾圧が日々行われてゐるという事実に対して、大臣は肯定されるかどうかといふことを聞いてゐるわけですか。

○竹尾委員長 文部大臣からはお答えがないのであります。

○渡部委員 お答えがないといふのは、どういふわけですか。議員の質問に対してどうして答えない。

○天野國務大臣 答へは前と同じです。

○渡部委員 それでは、私は質問を保留して次に述べます。

○小林(信)委員 私もやはりその問題でお聞きするのですが、今までメーデーの騒擾問題につきまして、文部大臣からもお聞きしたし、今局長からもお聞きしたのですが、しかし、それはすべて行政的、事務的な面について

御発表のように承るので、もつと広く教育的な立場に立つて考えてみますと、私はこの問題をもつと深く考えなければならぬのじやないかと思つてゐます。それは、その心情がどうかであつても、とにかく自動車騒擾とか、人をどうするとかいふふうな問題は、やはりしてはならないことなんです。そういう場合に、われわれが最も理想とする立場から考えますと、そこには第三者の人たちも相当いたらうと思つてゐる。すが、そういう人たちがその行動を阻止する、あるいはその行為はいけなと言つてとめるような人が、もつとなければならぬ。そういう社会を私たちが要望しなければならぬ。それが日本の文化をほんとうに高める教育行政の一番大事な点だと思つてゐます。そういう点から考えてみますと、實際私はいま目撃したかつかたのですが、いろいろ話を聞いてみますと、そういう行為に対して、一般の人たちがきつめて傍觀的な態度を考へてゐる中ではこれを見て拍手する、何かその行為に対して賛意を表するといふふうな傾向すらあつた。それはその渦中にあつた人たちだけであつて、見ておつた人たちがそういうふうな態度であつた。これは私は日本人の今の国民全体の持つてゐる重大な問題であつて、これをどうするかといふことが、やはり大きく行政面にも考えられて来なければならぬと思つてゐる。だが、だれにそういう点を考へていただくかなければならぬかといへば、やはり文部大臣だと思つてゐます。あるいは私たちがだと思つてゐます。そういう場合、どこまでそういう問題の原因を究明して行くかが問題だと思つてゐる。すが、ただいまの局長の御発表により、ま

すと、まだそういう点がしつかり考えられておらない。いずれ事実が判明すればといふふうなお話なんです。しかし、私は残念ながら、この根本的な原因の究明の仕方、何か事務的に關係のある学生の、しかもそれに対しては警察的な、悪かつた者に対しては処罰するのだといふふうなことで調査をされるように承つたのですが、どういふふうな究明の仕方、根本的原因について究明するその心構え、方法といふようなものを、文部大臣あるいは文部當局はお持ちになつてゐるか。私はこの点をお聞きすることが、こういう問題に対して私たちのなさなければならぬ問題だと思つてゐる。お伺ひしたいと思つてゐます。

○天野國務大臣 今小林委員の申されたことは、まことにごもつともなことであつて、つまり、いつでもこれは純真な気持でやつたとか、純真な気持でやりなすれば何をやつてもいいといふような考えが一部にあるのです。五・一五でも二・二六でも、おそろく私は青年は純真な気持でやつたと思つてゐます。しかし、どんな純真な気持でも、自動車を焼いてしまふとかいふような乱暴をするとはよくない。それは私と小林さんとは全然意見が一致してゐると思つた。ただその次に、見ていた者の傍觀的な態度といふことがよくないといふこと、これは私は日本においで、まだほんとうの意味における個人主義といふものが発達して来てゐない。だから、家と國といふような觀念は十分あつても、社会生活といふものに対する自覚が十分できて来ないといふことは、日本の教育のまだ不十分なところ、に根源を持つてゐると思つてゐる。

のことは、ひとりそういう場合だけでなくして、たとえば學園の自由を守るといつても、少数の者が學園の自由を破壊するやうなことをして、大多数の者は、そういうものに近寄るとつまらぬから近寄らないといふのが、大体の傾向なんです。組合なんかにおいても、少数の人がいつても引きずつて行く、大多数の者は発言の勇氣を持たないのです。か、そういうことは、どうしたらそれを直すかと小林さんから問われたが、私はこれは教育によるよりしかたがない、知性の開発といふことによつて、一般の教養が高まることを待つよりいたしかたないのであつて、急にこれをどうもできない。だから今度のやうな問題にどう対処するかと言つても、私はどこまでも教育的に対処しなまぬ。だから、文部省はなまぬ。教育的に対処するよりほか道がない、こゝろ考へております。

○小林(信)委員 大臣のお考えになつてゐる点は、もちろん私は決して否定しておつたわけでもない、もちろんそこにあると私も考へておつたんです。が、どうも今度の問題あたりは、世間一般がすぐに何か計画的なもので、ある特殊団体が動いたんだ、こういうやうなものはどうすることもできないのだといふやうなことでもつて終つておられますけれども、それではいつになつてもそういう問題を解決することはできない。やはり深くそういう日本人の教養の程度といふやうなものを考へてこゝろ問題といつても検討しなければならぬと思つてゐます。そこで今大臣は、まだ日本人は完全な個人主義といふものを持つに至つておらないから、そ

いうことは今のところどうすることもできないのだ、今のような考え方でできないのだ、こうおっしゃられるのですが、単にそれだけでは、私はまだいかなる方向を考えてこの根本的な原因を追究するかということには不十分だと思ふのです。それは教養の程度が云々ということではなくして、占領下、あるいはほんとうに独立したという自由な立場、こういうところにも大きな問題があるし、あるいは占領下におけるところの占領政策、あるいは占領政策ではなくて、政府の施策といふふうなものに対しても、そのときには言えなかつたけれども、今度はそういうことが自由に言えるのだというやうな複雑なものがあることは、私はやはり考えて行かなければならぬじやないかと思ふのです。大臣の今おっしゃられたことは、きわめて根本的な問題ですが、しかし、いつもそのときの社会情勢、いろいろの問題がからまつて、こういうふうなものが生じて来るわけです。大臣に私がお願いしたいのは、今の基本的な教養の問題だけでなく、これに包蔵するものを究めていただいて、大臣は現内閣に列しているから、現内閣の政策が正しい、こういう自信を持つておられることは当然だと思ふのですが、しかし、教育行政を担当する大臣としては、いたづらにその政策に自信を持つておられるだけでは、やはり非常に危険があると思ふのです。相当客観的な立場から、こういう問題はこういうところから生れておるんだ、しかしその行政やむを得なければ得ないだけに、それに対する措置はとつていただかなければ、大臣が今のような考えただけでお進めになる

と——一つの内閣に席を置く以上は、その政策に対しては、信念を持つてこれを曲げることはできないというやうなものだけで進んだら、非常に危険だと思ふのです。大臣はこういう問題は、教育でこれを矯正する以外には間がおつしやるのではありません、時間がかかるのではありませんかと思ふのです。そこで、学生の行動等につきましても、そういう社会的な環境から受ける影響が非常に敏感なだけに、文部省としまして、最初私が申し上げましたこの原因を究明する心構えを、あらゆる角度からしていただかなければならぬと思ふのです。そういう点につきましては、先ほど局長さんからお話があつたのですが、局長さんからも、どいう心構えでこの問題を究明するか、ひとつ承りたいと思ひます。

○天野国務大臣 私は小林さんのお尋ねに対して、何で拱手傍観してゐるか、こういう一点をとらえて、その心理的な解剖を幾らかしたのですが、私の言つたことは、こういうことの起る一つの契機であつて、決してこれが全般だと考えているわけじやございませんから、その点小林さんに誤解のないやうにお願いしたいと思ふのです。私は一つの契機をあげたのですが、それを含んでゐる。それによつて動かされる背後にあるいろいろな社会的な事情というものは、私もよく考えておるつもりでございます。だから、たとえば学生を指導するにあつても、ただ一種の教訓的というやうなことではなくて、ほんとうに認識を深め知識を啓発するということに努めると同時に、他方においては、学生の育英資金とか福利施設とか、そういうことに十分努力

を注いで行かうというわけでございます。今あげたのは一つの契機であつて、これを私が全体と考えているわけではないということをお断りしたいと存じます。あとは局長からお答えいたします。

○稲田政府委員 先ほどの御説明の末尾にも申し上げましたように、本質的な解決をいたしましたのは、学生の理解と自覚と熱意に訴へて学生の自治活動を健全に振興する。それに対して学校の教職員が心を一致して適切に指導する、これが本質的な問題だと考えております。

○小林(信)委員 私のお伺いするのは、この事件の真相をきかめるとともに、その原因をきかめなければいけません、そのきかめ方の方向を私はお伺いをしておるのです。今の局長のお答えは、措置というやうなものだけですが、そういう究明の仕方は、今日は非常に複雑な社会情勢にあるのでありますから、そういうものをできるだけくく頭の中に入れて考えてもらわなければならぬ。その措置は、ただいまのお答えのやうに、そういう簡潔な言葉で表現されるかもしれませんが、かような方向で、今一般に流布されておるやうな学生の行動に対する批判のやうな形でこれを究明して行かれる場合には、依然としてほんとうの皆さんが考へておるやうな方向に学生諸君を進ませることは、私は不可能だと思ふ。私はぜひともその究明して行く方向をこの際承りたいと思ひます。

○稲田政府委員 文部省とし、また学校当局といたしましては、学生に關したる問題を見ます場合に、やはり総合的な観点に立ちまして、諸般の事情を総合的に検討し調査すべきものと考へております。

○小林(信)委員 そういふふうに申されれば、それまでだと思ふのですが、諸般の情勢というもののについて、私はこの際お尋ねしたい。實際そういう態度だから、依然としてこの問題が解決できないことになるのです。それでそれでお進みになれるわけですか。

○稲田政府委員 学生個人、個人の置かれておる学園、学園の置かれておる社会、それらの相關關係を十分相關連せしめて、学生という点に焦点を合せて調査すべきものと思つております。

○小林(信)委員 どういう氣勢でおられるのか……(笑) こういう問題は、ほんとうにお互いに腹を割つて話をし合うことが大事だと思ふのですが……(委員會ではだめだと呼ぶ者あり) 委員會でやるよりはかに、究明するところはないと思ふのです。そういう態度でおいでになるならば——文部大臣、それでよろしいかどうか、文部大臣にお聞きしたいのです。しかし何かほかの機会があるそうですから、今日は控えてまして、その機会に質問することにいたしますが、ただいままでのところでは、ただ暴力的な行為というだけでは、ただ暴力的な行為というだけでは、もつて終つておるのですが、学生の調査されたおるかどうか。それから学生は大学生だけであるか、高等学校の生徒もあるのか、そのほかの学生も入つておるか、その点御調査になつておられますか。いろいろ参考したいのですが、なければまたいずれかの機会でもよろしうござります。

○稲田政府委員 学校当局が調査いたしておりますのは、單にこの事件という問題だけでなく、最近の学生の動向、学生のいろいろの傾向という広い基礎に立つて、すでに得ておる調査の基礎に立つて、今回の事件を見ておられるわけでありませう。

第二の御尋ねの、具体的な人数等につきましては、目下捜査中の案件でありますので、ある程度は私どもも伺つておりますけれども、しばらく御容赦いただくなり性質のものだと考へております。

○浦口委員 別な観点から一つだけお尋ねしておきたいと思ひます。今度のメーデーに、学生が計画的に一つの指令のもとに行つたものか、あるいは先ほど渡部委員からお話がありましたやうに、国家の情勢あるいは社会情勢から、やむにやまれぬ若人の氣勢で行つたのか。私はここで私の結論を申し上げるつもりはありませんが、ただ問題は、学生ももちろん社会の一員ではあります、教育を受けておるといふ立場からいへば、私はやはり完全な一社会人として、社会に責任を負ふべき立場にあるかどうかということに、一つの疑問を持つておる。未成年者が犯罪を犯したときは、犯罪そのものとしては、もちろん本人の責任であります、親がそのうちの大きな責任を持たなければならぬというところは常識であり、當然だと思ふ。そういう意味合いで、先ほど局長から、今度の事件で昨日各大学の学長その他とお話合ひになつて、今後そうしたことのないやうに学校も善処する、こういうお話を聞いたのですが、こういうことは、われ

われ今まで何回も聞いておるのです。そこで私は、教育者としての立場と、いま一つは、その教育の本旨にのつた教育行政者としての立場、この二つの面でお考え願わなければならぬと思うのであります。こうした学生が、一部とは思いますが、おりますことは、各地の国立大学で例があるであります。そこで私、北海道大学に参りまして、島学長と先月もあそこに起きた事件について三時間も話したのですが、そうした学生がおりますことは、社会情勢あるいは一般の情勢から影響を受ける者もあるが、何と申しても、これを直接教える教授陣そのものに大きな原因があり、責任があると思うという事を私は言ひまして、明らかにわれ／＼の目に映つております教授の名前を、私はつきりあげて、こういう人はどうかという事を申し上げた。ところが学長は、いやそういうことは考えている、またそうした会合がそういう教授を中心に研究の名のもとに夜間行われていることを知っているが、何ともできない、こういうことを答弁されておりましたが、そのあくる日に、その講師が検査当局に被疑者として上つたのです。私はそこで尋ねたのですが、今後そうしたことを起さないように、特段の努力と熱意を傾けてやるというお話ですが、一体具体的にどういふふうなお話合いがあったか。私は学生を処罰することは――その起きた事態に対しては、処罰すべきものだということは考えておりますが、何と申しましたも、社会人としては一人前ではないということをお考えならば、教授に対しても、ふだ

んにおいて、あるいは今度の具体的な事件において、その両面において何らかの形で責任をとつてもらわなければ、私はこの事態は――文部大臣の教育者としてのお気持はわかります。われ／＼も早急にこれを法律や一片の訓示でなくしてしまふということは、決して考えておりませんが、だからといつて、私はただ時を待つてゐるのでは、おそらく不可能だと思ふ。そういう具体的な面で、どういふふうな話合いがあつたか。またそれに対する文部行政面としての当局の御意見をお聞きしておきたいと思ひます。

○天野国務大臣 私は浦口さんと、こういう点では意見が一致しているのです。学生はやはりたゞ選挙権を持つてゐるような年齢でも、学生というもののあり方が、ただの市民、国民というものの一つの規定をつけ加えてゐるものなのです。あやうど国家公務員は、一個の国民ですけれども、国家公務員というあり方がそれに規定をつけてゐるように、そういう規定をつけてゐる。その規定はどういふことかといへば、今おつしやつたように、まだ準備をしてゐる。一つの立場に立つて社会を指導するといふようなその立場をとるまでの準備をしてゐる。それだからして、準備をしてゐる者がその立場に立つて社会を指導するといふことは、学生本来のあり方に沿わないと私は思つております。これは法律上許されておつても、そういうことは望ましくないことだといふことが、学生といふあり方からいえると考えております。それならば、これをどう指導して行くかといふことについて、一般に認識を深め、知性を開発することによつ

て自覚を高めるといふようなことでは、それはもちろん手ぬるいことですが、一般的にはそういう方向に行きます。しかし教育行政としては、今おつしやるように、学生に対して非常に悪い影響を及ぼす教授には考えてもらふということも、学長としては十分考えることだらうと思ひますけれども、そこに法律上は教育公務員特例法というものによつて、非常にむずかしい面を持つてゐる、こういうことでございませうので、法律的なことは、詳しくは局長から申し上げます。

○竹尾委員長 本日はこれにて散会いたします。

午後一時四分散会

第十三回国会衆議院文部委員會議録
第八号中正誤

一頁四段二行目に「国立きつ、音きよう、正所設立に関する請願（首藤新八君外二名紹介（第一一〇八号）」を入れる。一頁三段二六行から同四段三行までは同二段二四行の次に入るべきの誤。

昭和二十七年五月十三日印刷

昭和二十七年五月十四日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所